

空き地バンクを利用して 空き地を貸したい、売りたい人は



| | |
|-----------------------------|---|
| まずは登録してください | 売却や賃貸を希望される空き地の所有者は、「熊野市空き地情報登録申込書」に必要事項を記入していただき、市長公室へお申し込みください。 |
| 空き地の調査・確認をします | 後日、市長公室担当職員が空き地の現地確認等を行い、住居が建築できる土地かどうか確認します。 確認後、空き地情報を空き地バンクに登録します。 |
| 空き地の情報をHPで公開します | 所有者の個人情報(氏名や連絡先等)を除き、空き地の情報を「熊野市空き地バンク」に掲載し情報を公開、提供します。 |
| 空き地の問い合わせがあれば市または媒介業者が対応します | 利用希望者から問い合わせがあった場合、市役所から所有者に連絡し、現地確認をします。不動産業者の媒介を希望されている場合は媒介業者が対応します。 |
| 交渉希望があれば当事者どうしで交渉していただきます※ | 利用希望者から物件交渉の申し込みがあった場合、利用希望者との交渉の可否は空き地所有者自身に判断していただき、直接利用希望者と所有者で交渉をしていただきます。 ※ 不動産業者の媒介を希望されている場合は媒介業者が交渉手続きを行います。 |
| 契約成立 | 土地の契約にあたっては市では安心安全な取引をしていただくために不動産業者の媒介を推奨しています。媒介により契約した場合、法律で定められた仲介手数料が必要となります。 |

利用登録時に承諾いただく事項

- ・登録申し込みいただいた物件については、市の担当者が現況調査にお伺いし、土地の確認等を行い、写真を撮らせていただきます。(住居の建築ができない等の条件によっては、登録をお断りする場合があります。)
- ・登録いただいた物件情報は、空き地バンク登録台帳に登録するとともに、熊野市のホームページ等に掲載し、「空き地バンク」利用登録者に物件情報を提供させていただきます。
※ ホームページ等の掲載内容は、物件の所在地及び状況、希望価格、現況写真などです。所有者の情報は掲載しません。
- ・田舎はコミュニティ意識の強い地域が多いため、売却、賃貸する場合はその人が地域となじむ意志を持ち、近隣とうまくやれるかどうか判断したうえで交渉をお願いします。
- ・不動産業者の媒介を希望された場合は空き地の利用希望者との交渉・契約は媒介業者が行ってくれます。土地の売買や賃貸にあたっては、不動産業者の媒介を推奨しております。積極的にご活用ください。
- ・媒介を希望されない場合、利用希望者との契約・交渉は所有者自身で行っていただくこととなります。
市は、物件の売買や賃貸に関する交渉、契約に関与することができませんのでご承知おきください。